

# スマートフォン所持規定

山口県立宇部商業高等学校  
生 徒 部

## 1. 趣 旨

登下校中の安全確保や災害等緊急時の対応のために、スマートフォンを所持することを認める。

## 2. 遵守事項

### (1) 登下校時の遵守事項

① 所持・使用の目的は、緊急時の対応及び保護者との連絡用とする。

※ 緊急時とは…災害の発生、登下校中の学校への連絡、公共交通機関の運行状況の確認、まちc o m iメールの確認 等

※ 通信機能以外のゲーム、音楽等には使用しない。

② 交通ルールやマナーを遵守するとともに、登下校中の使用は必要最低限にする。

※ 「自転車に乗りながら」や「歩きながら」の使用は絶対にしない。

※ 地下道から学校までの道路では、携帯電話を使用しない。

※ イヤホンの使用は禁止する。

※ 個人情報保護の観点から、写真や動画の撮影等はしない。

③ 緊急連絡用メール配信システム「まちc o m iメール」に登録し、学校からの緊急連絡が確認できるようにする。

### (2) 校内での遵守事項

① 校内におけるスマートフォンの使用を禁止する。

※ 災害時は、指示のうえ使用する。

※ 放課後の保護者への連絡については、教員の許可を得て、管理棟2階職員室前での使用を認める。

※ 休日や校外での活動時の使用については、担当教員の指示に従う。

② 校内においては、電源を切り鞆の中に保管し、自己の責任で管理する。

※ 「マナーモード」は電源を切っていることにはならない。

※ 貴重品と同様に、貴重品袋で預けることが出来る。

## 3. 罰則事項

(1) 校内で許可を得ずスマートフォンを使用していることが発覚した場合は、発見した教員にスマートフォンを預ける。その後担任が預かり、担任は生徒部に報告する。

・ 1回目…保護者へ返却。担任から嚴重注意

・ 2回目…保護者へ返却。学年主任より嚴重注意

・ 3回目…本人と保護者を呼び出し、保護者へ返却。生徒部長より嚴重注意。

※ 使用発覚の通算回数は同一年度内とするが、年度をまたぎ頻繁な場合は別途検討する。

※ 鞆から持ち出したり、着信音が鳴ったとき(振動音も含む)もスマートフォンの使用とみなす。

(2) 考査中、試験会場でスマートフォンの持込みや使用が発覚した場合は、不正行為とみなし、該当科目については0点とする。

平成30年9月12日より施行。

令和5年4月7日改定

令和5年8月28日改定